

第1号議案

平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第4号）

平成26年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ408,681千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,478,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年2月26日提出

北はりま消防組合

管理者 加東市長 安田正義

北はりま消防組合行政手続条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

平成26年6月13日「行政手続法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、行政手続法の適用範囲としない当組合が行う「行政指導」と「条例が根拠となる処分」についても、追加された規定に則った運用を行わなければならないため、北はりま消防組合行政手続条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 「行政指導の方式」の内容を追加（第33条第2項）

行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠条項等を示さなければならない。

(2) 「行政指導の中止等の求め」の追加（第34条の2）

法令（条例又は規則を含む。以下に同じ。）に違反する行為の是正を求める行政指導が規定する要件に適合しないと思料するときは、行政指導をした北はりま消防組合の機関に対し、その旨を申し出て（申出書提出）、行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。また、申出を受けた北はりま消防組合の機関は、必要な調査を行い、行政指導が規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

(3) 「処分等の求め」の追加（第34条の3）

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（根拠規定が法律又は条例にあるもの）がされていないと思料するときは、処分又は行政指導をする権限を有する北はりま消防組合の機関に申し出て（申出書提出）、処分又は行政指導をすることを求めることができる。また、申し出を受けた北はりま消防組合の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、処分又は行政指導をしなければならない。

(4) その他

行政手続条例の一部改正に併せ、所要の字句の整理を行う。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行

第3号議案

平成27年度北はりま消防組合一般会計予算

平成27年度北はりま消防組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,800,110千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

平成27年2月26日提出

北はりま消防組合

管理者 加東市長 安田正義